

流山市障害者就労支援センターの設置及び管理に関する条例

平成16年3月26日

条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、流山市障害者就労支援センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、障害者の自立及び社会経済活動への参加の促進を図り、もって障害者の福祉の増進に資するため、流山市障害者就労支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称、位置及び定員)

第3条 センターの名称、位置及び定員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 流山市障害者就労支援センター
- (2) 位置 流山市駒木台238番地の1
- (3) 定員 10人

(業務)

第4条 センターは、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 障害者の就労のための訓練及び指導に関すること。
- (2) 障害者の就労後の支援に関すること。
- (3) その他目的の達成のため市長が必要と認める業務

(利用者の資格)

第5条 センターを利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認める者については、この限りでない。

- (1) 市内に居住し、住民基本台帳に記録されている者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者、千葉県知事が交付する療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (3) 就労を目的としている者であって、15歳以上65歳未満のもの又は既に就労している者であって、15歳以上のもの

(4) 作業意欲があり、かつ、作業能力を有する者

(5) 介助を必要としない者

(利用期間)

第6条 センターを利用することができる期間は、3年以内とする。ただし、就労後の支援に関する利用については、この限りでない。

(利用の許可)

第7条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する許可をする場合において、市長は、センターの管理運営上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第8条 市長は、センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しないものとする。

(1) 感染性の疾病を有する者

(2) センターの秩序を乱すおそれがある者

(3) その利用が、センターの設置の目的に反する者

(4) その他センターの管理運営上不適当な者

(利用料)

第9条 センターの利用料は、無料とする。

(利用の終了)

第10条 利用者がセンターの利用を終了しようとするときは、市長に届け出なければならない。

2 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の利用は、終了する。

(1) 第5条に規定する利用者の資格を欠いたとき。

(2) 第6条に規定する利用期間が満了したとき。

(3) 前項の規定による利用の終了の届出があったとき。

(利用許可の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は利用の全部若しくは一部を禁止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第7条第2項に規定する利用の許可の条件に違反したとき。

(3) 第8条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) その他施設の管理上支障があると認められるとき。

(損害賠償)

第12条 故意又は過失によりセンターの施設等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。